

## 箕面粟生第二住宅自治会防災会規約

### (名称)

第 1 条 この会は、箕面粟生第二住宅自治会防災会（以下「本会」という）と称する。

### (活動拠点の所在地)

第 2 条 本会の活動拠点は、管理棟（31号棟）自治会室とする。

### (目的)

第 3 条 本会は、自治会の下部組織とする。防災委員、管理組合理事、自治会役員と連携し、「自分たちの地域は、自分たちで守る。」という「自助」「共助」の精神に基づく防災活動を行うことにより、地震、風水害、火災その他の災害（以下、「地震等」という）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

### (事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する予防に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等の応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

### (会員)

第 5 条 本会は、箕面粟生第二住宅居住者をもって構成する。

### (役員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 3 名

(3) 幹事 10名程度

2. 会長は自治会会長を、副会長1名は管理組合理事長をもってあて、その他の役員は会員の互選による。
3. 役員任期は1年とする。特に申し出がない限り1年単位で自動更新され、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第7条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は地震等の発生時において災害対策本部を設置して、応急活動の指揮を行う。また会長を補佐し、会長に支障があるときは、その職務を代行する。
3. 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

(会議)

第8条 本会に、防災全体会議及び幹事会を置く。

(防災全体会議)

第9条 防災全体会議は、防災委員、自治会役員及び防災会役員によって構成される。

2. 防災全体会議は、毎年1回、自治会定期総会開催後3ヶ月以内に開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
3. 防災全体会議は、会長が招集する。
4. 防災全体会議は、次の事項の審議、確認をする。
  - (1) 防災会規約に関すること。
  - (2) 防災計画に関すること。
  - (3) 地震等発生時の行動ガイド及び各自の役割分担に関すること。
  - (4) 情報の収集伝達に関すること。
  - (5) その他必要な事項。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長及び幹事によって構成する。

2. 幹事会は、毎年3回(原則3月、6月、11月)に開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
3. 幹事会は、会長が招集する。

4. 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。
  - (1) 規約の改正に関する事。
  - (2) 防災計画の作成および改正に関する事。
  - (3) 事業に関する事。
  - (4) その他幹事会が特に必要と認めた事。

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止および軽減を図るため、防災計画を作成する。

2. 防災計画は、次の事項について定める。
  - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成および任務分担に関する事。
  - (2) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導等の応急対策に関する事。
  - (3) 防災知識の普及に関する事。
  - (4) 防災訓練の実施に関する事。
  - (5) その他必要な事項。

(経費)

第12条 本会の運営に要する経費は、自治会が負担する。

(防災委員)

第13条 防災ボランティア、各種団体役員、管理組合役員経験者、自治会役員経験者で、防災会の目的、事業に賛同し活動ができ、自治会防災委員の登録者とする。

(規約の変更)

第14条 この規約の変更は、自治会役員会の決議により行う。

【附則】

1. この規約は、2012年(平成24年)4月15日から実施する。
2. 2023年(令和5年)2月5日一部改正、同日施行